

相馬市公共施設等総合管理計画



平成29年3月

相馬市

【目次】

第1章 公共施設等総合管理計画の基本事項

- 1、計画策定の目的
- 2、計画期間
- 3、対象とする公共施設等
- 4、公共施設等総合管理計画の位置づけ

第2章 相馬市の現状

- 1、市の概況
- 2、人口の将来展望
- 3、保有する公共施設の現況
- 4、保有するインフラ施設の現況
- 5、財政収支の推移及び見込み

第3章 公共施設のこれから

- 1、公共施設等の将来更新費用推計の基本的な考え方
- 2、公共施設の将来更新費用
- 3、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方
- 4、実行体制の整備

第1章 公共施設等総合管理計画の基本事項

1、計画策定の目的

本計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、転用及び長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

本計画で示された方針に基づき、今後、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適正配置に係る計画等を策定するなど、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

2、計画期間

計画期間は、将来の人口や財政の見通しなどをもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、平成29年度から平成58年度までの30年間とします。

なお、社会情勢や地域環境の大きな変化があった場合には、見直しを行うこととします。

3、対象とする公共施設等

本計画の対象とする公共施設等は、本市が所有する全ての公共施設等とします。

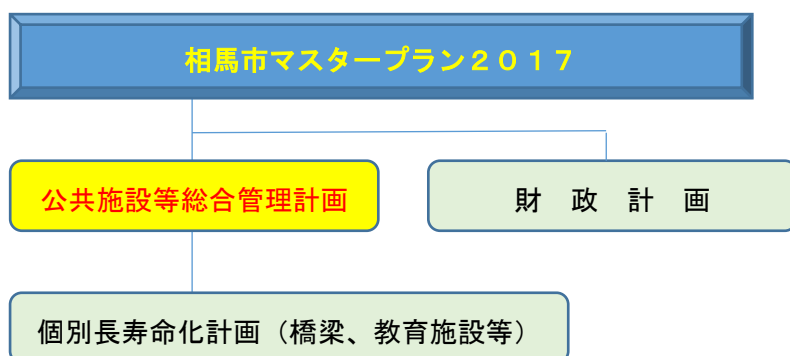
更新等費用の推計対象は、調査時点（平成28年3月末）で市が所有する施設とし、延床面積が概ね50㎡以上の公共建築物およびインフラ施設としました。延床面積が小さく利用状況が把握できない施設は対象外としています。

4、公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画は、本市が所有している公共施設等（インフラ施設を含む）の今後のあり方についての基本的な方針（総論）を示すものであり、総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日総財務第74号）で策定要請のあった公共施設等の総合的、計画的な管理を推進するための計画として策定するものです。

また、市の最上位計画である「相馬市マスタープラン2017」の基本理念のもと、各計画とも連動した公共施設の管理・運営に係る横断的な計画とします。

図表1. 計画の位置づけ



第2章 相馬市の現状

1、市の概況

本市は、明治22年、町村制施行に際して、中村、中野村、西山村の合併（昭和4年松ヶ江村合併）によって中村町となり、昭和29年、中村町、大野村、飯豊村、八幡村、山上村、玉野村、日立木村、磯部村の1町7村が合併して、相馬市制の施行に至っています。

本市は、福島県の東北端に位置し、総面積は197.67k㎡で福島県の約1.4%を占めています。北は新地町、南は南相馬市に接し、西部に阿武隈山系の山地・丘陵地を、中部・東部に平坦地と太平洋を配した「西高東低」の地勢を形成し、この平坦地には地蔵川、小泉川、宇多川、梅川、日下石川の中小河川が東流し、太平洋及び内海の松川浦に注いでいます。南部は、標高50～70mの丘陵地が海岸に向け扇状に展開し、海岸段丘を形成、その東端は侵食されて海蝕崖となっています。海岸線の出入りは少なく、平坦部では松川浦の砂州が弧状の砂浜として発達し、南部の海岸と対照的な景観を見せています。

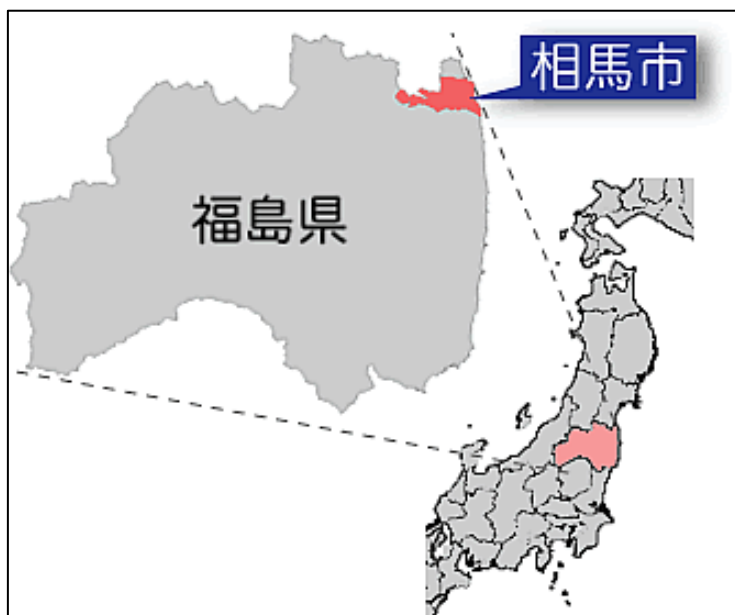
このように、海、川、山と多様な自然環境を有し、海洋性気候により、東北地方の中では比較的温暖な地域であり、降雪も少なく年間平均気温も12.3℃と、全般的に快適な居住環境にあります。

現在の本市は、東日本大震災にて沿岸部を中心に多大な被害を受けましたが、相馬市復興計画に則り災害公営住宅や復興施設の建設、沿岸部の復旧、JR常磐線相馬・仙台間の運行再開など復興が着実に進んでいます。

また、首都圏や仙台市へ短時間でアクセスするための常磐自動車道が完成し、重要港湾相馬港を中心として県都福島市や隣接する伊達市、さらには山形県と連携する東北中央自動車道も、平成28年度より順次開通するなど、高速道路網の構築が着実に進捗しています。

これらの相馬港や高速道路網により福島県北部沿岸地域において、産業・物流・歴史・文化の中心としての役割を担う地域であります。

図表2. 相馬市の位置



2、人口の将来展望

本市の将来人口については、「相馬市マスタープラン 2017」において、「相馬市人口ビジョン」を基に、平成 28 年 4 月末日の住民基本台帳人口を反映させ、コーホート要因法（※1）により推計しています。

本市の人口は、すでに減少段階に突入しており、核家族化の進展、出生率の低下、晩婚化に伴う出産年齢の高齢化等を背景とした出生数の減少（＝年少人口の減少）は、将来的な生産年齢人口（15 歳～64 歳）の減少にもつながり、高齢化の進展が重なることで、深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

さらに、進学・就職時での転出増を背景とした社会減が続けば、人材の確保が困難となり、本市産業の活力を削ぐ懸念も大きくなります。

この現状を克服していくためには、人口の自然増減・社会増減のプラス化へ向けて、官民が一丸となって取り組んでいく必要があります。雇用の確保や婚姻率の向上、出生率の上昇等につながる様々な施策を継続的に実施していくことで、人口減少による消滅の危機に陥ることなく、将来的にも安定した発展を続けていくことができるようになることを考えます。

本市の将来人口の展望については、出生数増加に向けた施策の充実と、転入促進、転出抑制策の実現により、当面の人口減少を最小限に抑え、現状程度の人口を維持するとともに、将来的には年間出生者数を年間死亡者数と同数以上に増加させ、また、企業誘致等を進めることにより、新たな転入者の増加を図り、更なる人口の増加を目指します。

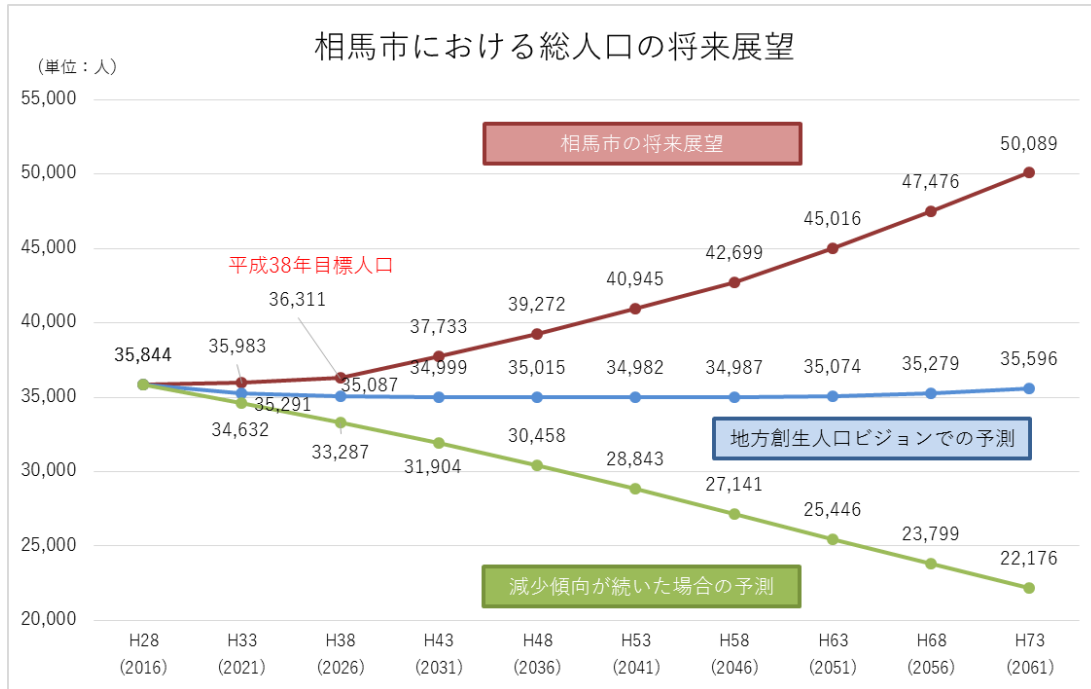
このことにより、相馬市の人口の将来展望を鑑みると、公共施設の必要数は現在の規模を最低限維持していく必要があります。

人口が減少する状況も考えられるため、人口動向に注視し、更新、統廃合、転用及び長寿命化などを計画的に行っていきます。

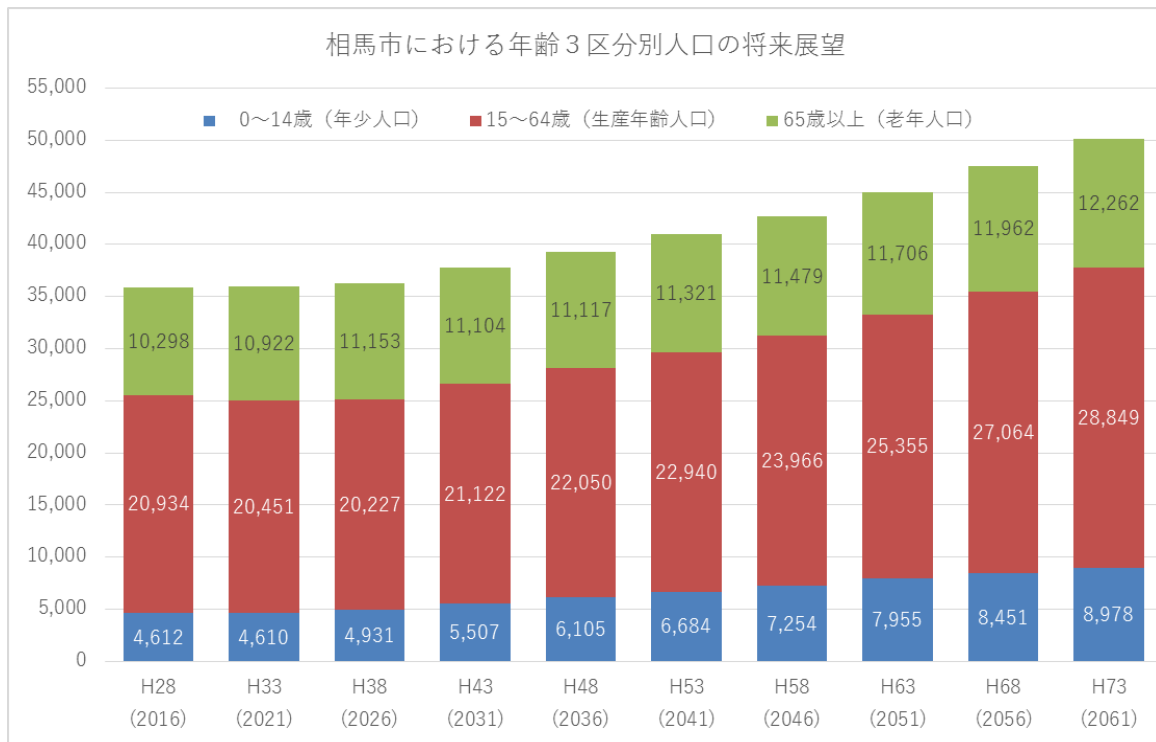
（※1）「コーホート要因法」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）に

ついて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

図表 3. 相馬市における総人口の将来展望



図表 4. 相馬市における年齢3区分別人口の将来展望



3、保有する公共施設の現況

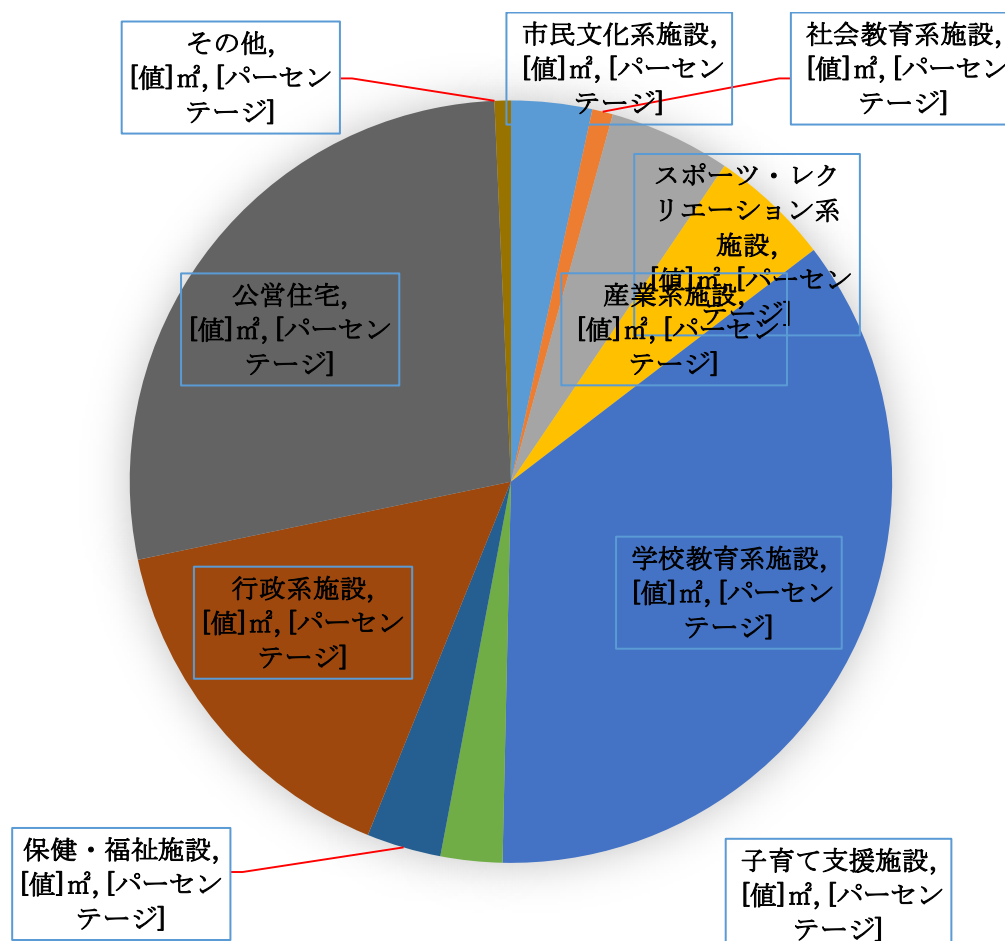
平成 28 年 3 月 31 日時点で、本市が所有する 50 ㎡以上の公共建築物を含む施設は 543 施設あり、総延床面積は 178,335.69 ㎡となっています。

これら施設について、維持管理や運営状況などの現状を分析するため、総務省が用いている区分（大分類・中分類は、総務省ホームページで公開されている公共施設更新費用試算ソフトに準拠）や本市の公共施設の実情に即した区分（小分類）により分類しました（図表 6）。

図表 5 より、現在、本市が保有する公共施設で大分類別の延床面積の割合を比較しました。学校教育系施設が最も占める割合が高く、次いで公営住宅が高い結果となりました。

図表 7 より、築年別の延床面積を比較すると、平成 25 年から平成 27 年の 3 カ年が突出して多い結果となりました。こちらは、東日本大震災後の復旧事業により多くの公共施設が建てられたことによるものと考えられます。

図表 5. 大分類別公共施設面積

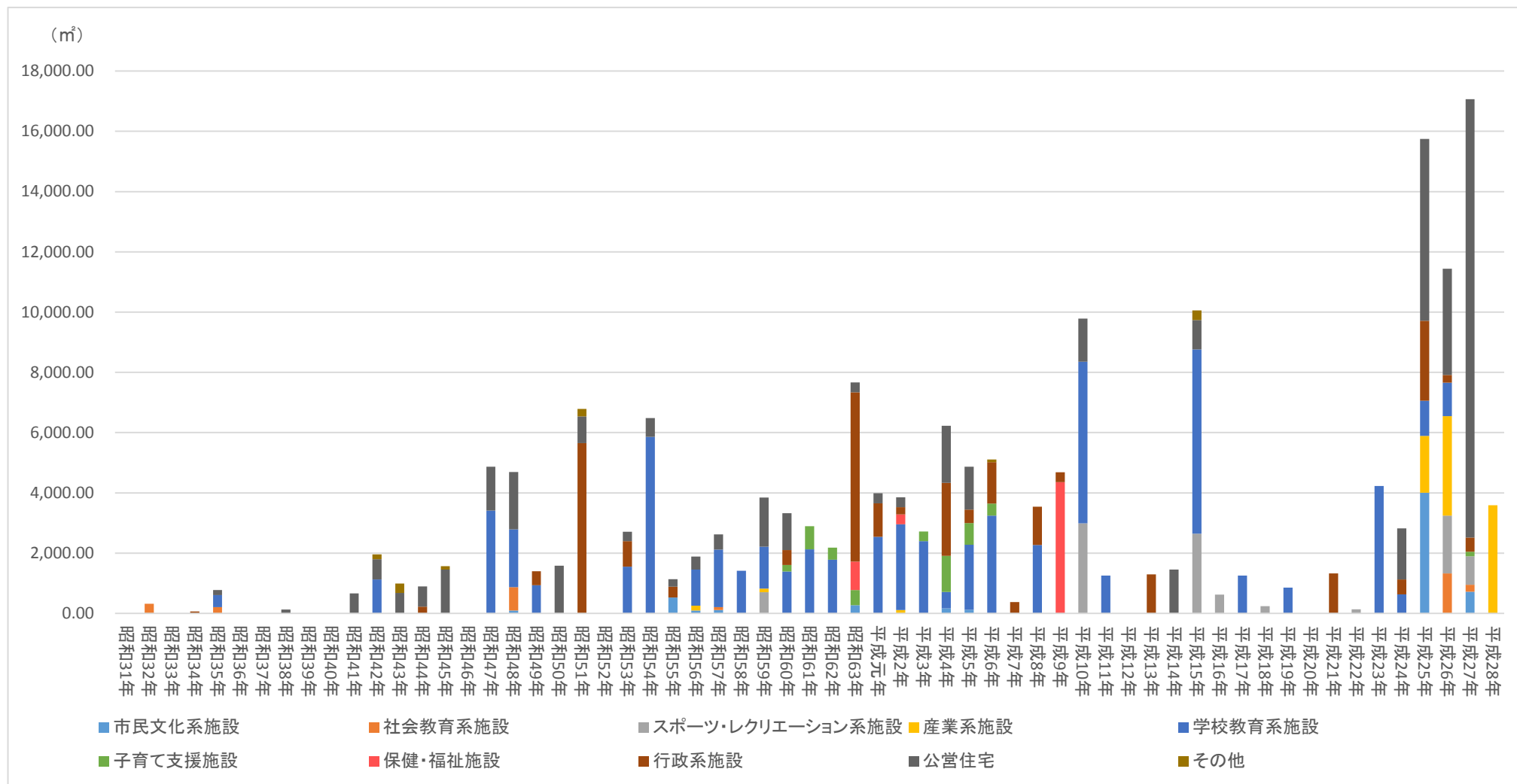


図表 6. 公共施設の分類別一覧表

大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	集会施設	集会所施設	15	2,112.10
	文化施設	市民会館	1	4,004.82
小計			16	6,116.92
社会教育系施設	博物館等	資料館	3	1,563.41
小計			3	1,563.41
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	3	6,313.97
		その他管理施設	4	1,119.34
	レクリエーション施設・観光施設	観光センター等	3	1,766.74
小計			10	9,200.05
産業系施設	産業系施設	産業系施設等	6	9,169.79
小計			6	9,169.79
学校教育系施設	学校	小学校	10	31,383.00
		中学校	5	19,103.00
		体育館	15	12,427.00
	その他教育施設	その他教育施設	2	834.37
小計			32	63,747.37
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園	7	2,417.00
	幼児・児童施設	児童館等	4	2,247.76
小計			11	4,664.76
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者福祉施	1	330.00

		設等		
	保健施設	保健センター	1	945.00
	その他社会福祉施設	福祉センター	1	4,354.00
小計			3	5,629.00
行政系施設	庁舎等	庁舎	2	6,142.00
	消防施設	消防施設	2	1,564.85
	その他行政系施設	公民館等	9	3,578.07
		防災施設等	12	2,858.23
		倉庫等	6	1,518.87
		処分場	2	560.00
		下水処理施設	1	8,912.65
		排水機場	9	2,669.16
小計			43	27,803.83
公営住宅	公営住宅	公営住宅	412	49,202.71
小計			412	49,202.71
その他	その他	駐車場	1	322.00
		普通財産	6	915.85
小計			7	1,237.85
合計			543	178,335.69

図表 7. 施設類型別・整備年別施設面積



4、保有するインフラ施設の現況

市が保有するインフラ施設の現況は以下のとおりです。

図表 8. 道路の現況 (平成 28 年 3 月 31 日時点)

種別	舗装延長(m)	舗装面積(m ²)
1 級市道	88,845.60	712,424.43
2 級市道	80,584.20	508,164.22
その他の市道	511,283.80	2,381,021.55
合計	680,713.60	3,601,610.20

図表 9. 橋梁 (橋長 2.0m 以上) の現況 (平成 28 年 3 月 31 日時点)

種別	本数	面積(m ²)
RC 橋	301	14705.6
鋼橋	32	3921.5
その他	7	496.52
合計	340	19,123.62

図表 10. 下水道の現況 (平成 28 年 3 月 31 日時点)

種別	延長(m)
コンクリート管	31,735
陶管	0
塩ビ管	129,895
更生管	0
その他	6,939
合計	168,569

5、財政収支の推移及び見込み

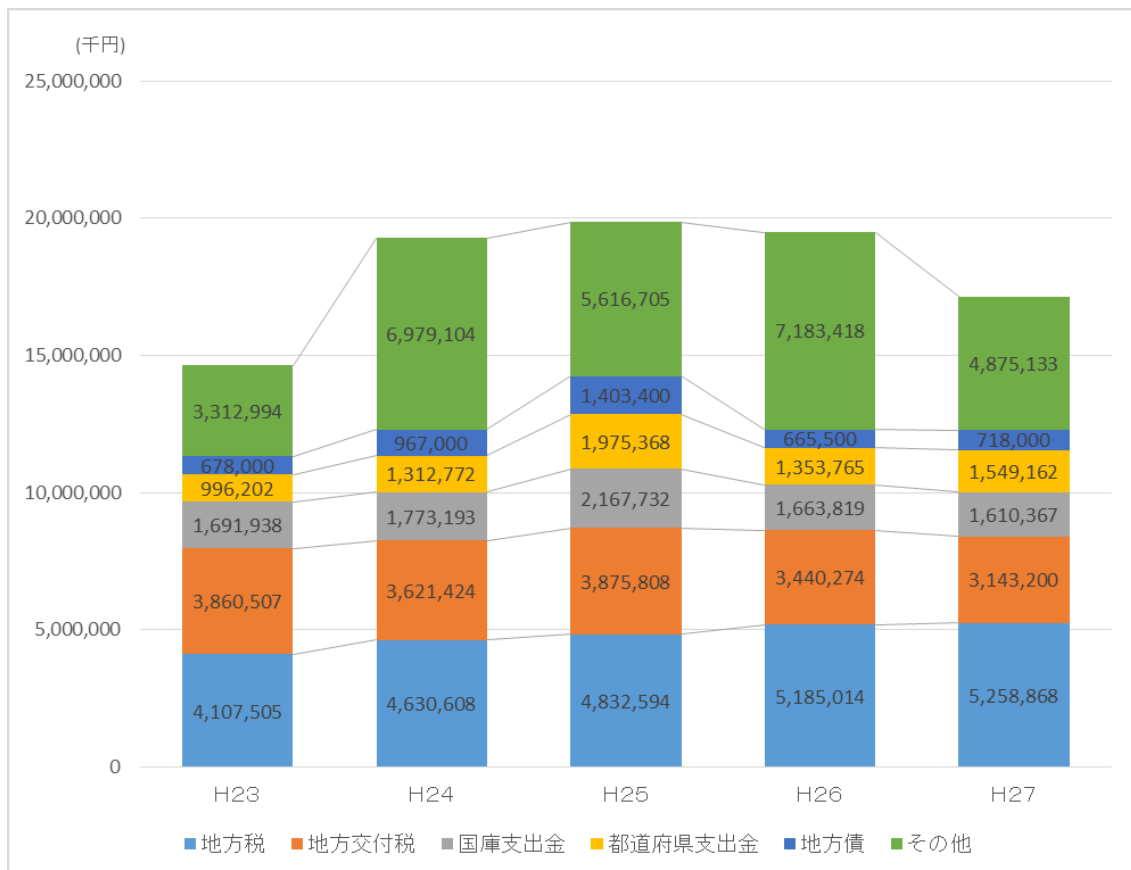
(1) 歳入の状況（普通会計予算）

平成23年に発生した東日本大震災からの復旧・復興経費分を抜いた通常分の歳入決算（図表1-1）と復旧・復興経費分を含めた総額の歳入決算の推移（図表1-2）を作成しました。

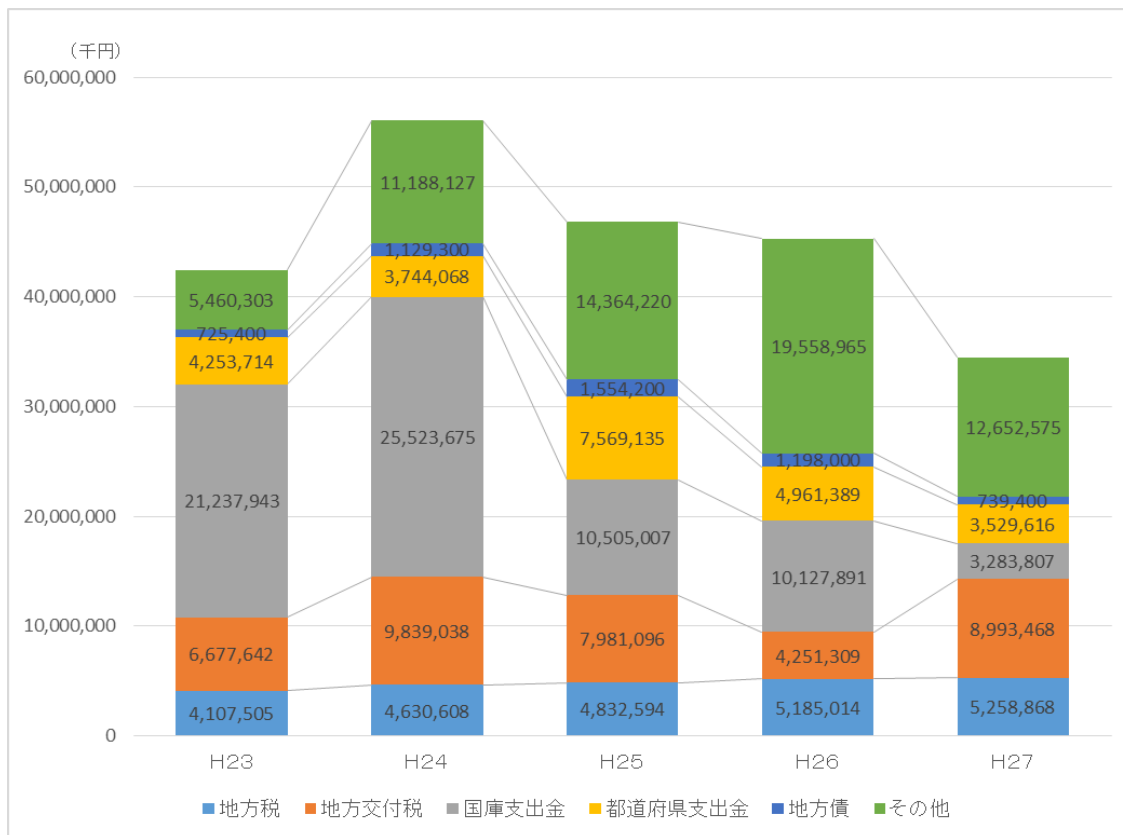
歳入のうち、主な自主財源である市税は復旧・復興事業に関連し建設業を中心とした個人・法人市民税の増と、被災からの住宅再建が進んだことによる固定資産税の増により毎年増加しています。一方で、市税の増に伴い地方交付税は減少傾向にあります。

復旧・復興経費分を含む総額の歳入決算の推移（図表1-2）を見ると、復旧・復興に係る国・県補助金等が増加しています。

図表1-1. 歳入決算の推移（通常経費分）



図表 1 2. 歳入決算の推移（復旧・復興経費分含む総額）



（2）歳出の状況（普通会計予算）

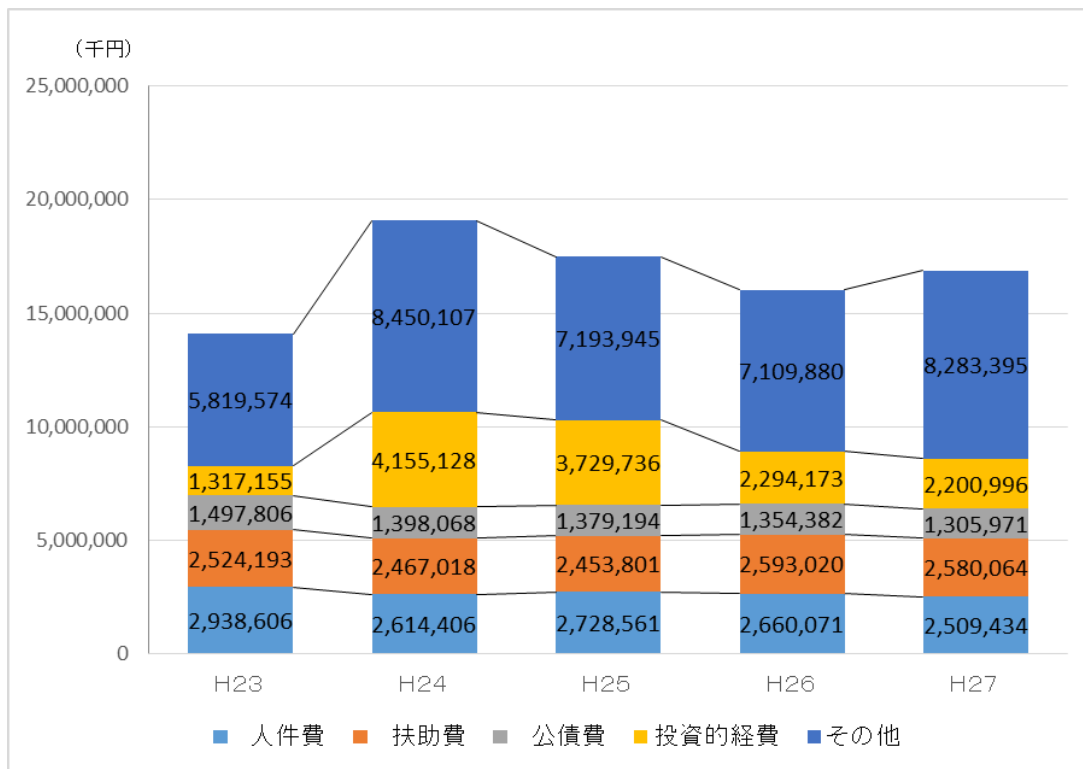
平成 23 年に発生した東日本大震災の影響により近年の予算は、多大な復旧・復興経費によって通常期よりも歳出予算が倍以上に増大しています。

公共施設の総合管理をしていく上では、通常期の予算規模を把握する必要があるため、復旧・復興経費分を抜いた通常分のみでの歳出決算の平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 ヶ年の推移（図表 1 3）と復旧・復興経費分を含めた総額の歳出決算の推移（図表 1 4）を作成しました。

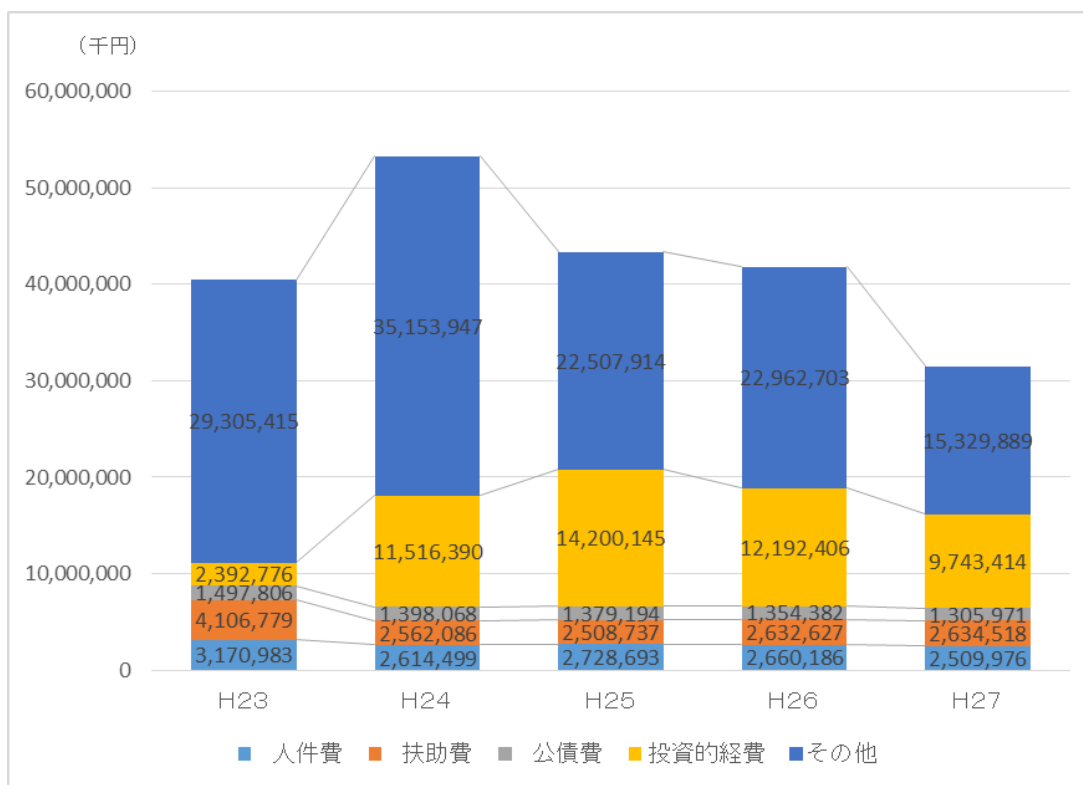
通常経費分のみでの歳出決算の推移（図表 1 3）を見てみると、公共施設等への投資的経費の 5 ヶ年の平均は 27.39 億円となっています。

復旧・復興経費分を含む総額の歳出決算の推移（図表 1 4）を見てみると、公共施設等への投資的経費の 5 ヶ年の平均は 100.08 億円となり、通常経費分のみでの約 3 倍もの金額になります。このことにより、復旧・復興事業の予算規模の大きさがよく見てとれます。

図表 1 3. 歳出決算の推移（通常経費分のみ）



図表 1 4. 歳出決算の推移（復旧・復興経費分含む総額）



第3章 公共施設のこれから

1、公共施設等の将来更新費用推計の基本的な考え方

(1) 公共施設について

耐用年数経過後に同規模・同構造で更新すると仮定し、延床面積に一定の基準に基づく更新単価を乗じることにより、試算の翌年度から30年分の更新費用を試算しています。

更新単価については、総務省により開発された更新費用試算ソフトで用いている単価を使用します。既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に公共施設等の建築物の構造等の違いにより、建替え及び大規模改修で、それぞれ用途分類別に単価を設定しています(図表15)。

耐用年数については、標準的な耐用年数(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」)を60年としています。建築物の耐用年数を60年とした場合、建築後30年で大規模改修を2過年(耐用年数の1/2期間経過した年度とその翌年度)で行い、その後30年で建替更新を3過年(耐用年数が到来した年度とその翌年度、翌々年度)で行うと仮定しています。

図表15. 公共施設の大分類別更新単価表

大分類名	建替単価 (万円/㎡)	大規模改修単価 (万円/㎡)
市民文化系施設	40	25
社会教育系施設	40	25
スポーツ・レクリエーション系施設	36	20
産業系施設	40	25
学校教育系施設	33	17
子育て支援施設	33	17
保健・福祉施設	36	20
行政系施設	40	25
公営住宅	28	17
その他	36	20

(2) インフラ施設について

①道路

道路の耐用年数については、平成 17 年度国土交通白書によると、道路改良部分は 60 年、舗装部分は 10 年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な共用寿命の 12~20 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年とします。したがって、全整備面積をこの 15 年で割った面積の舗装部分を毎年更新して行くと仮定します。

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備して行くため、年度別に把握していくのは困難です。その為、現在の道路の総面積を舗装部分の更新（打換え）の耐用年数として仮定した 15 年で割ったものを、1 年間の舗装部分の更新費用と仮定します。

道路は分類ごとの整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

図表 1 6. 道路の分類別更新単価表

分類	更新年数	更新単価(円/㎡)
1級市道	15年	4,700
2級市道	15年	4,700
その他の市道	15年	4,700

②橋梁

既に公表した計画に基づいて、長寿命化を図ります。

③下水道

更新年数は、供用開始した年度から法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定します。

下水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種別年度別延長に、更新単価を乗じることにより更新費用を試算しました。

図表 1 7. 下水道の管種区分別更新単価表

管種区分	更新年数	更新単価(千円/m)
コンクリート管	50年	124
塩ビ管	50年	124
その他	50年	124

2、公共施設の将来更新費用

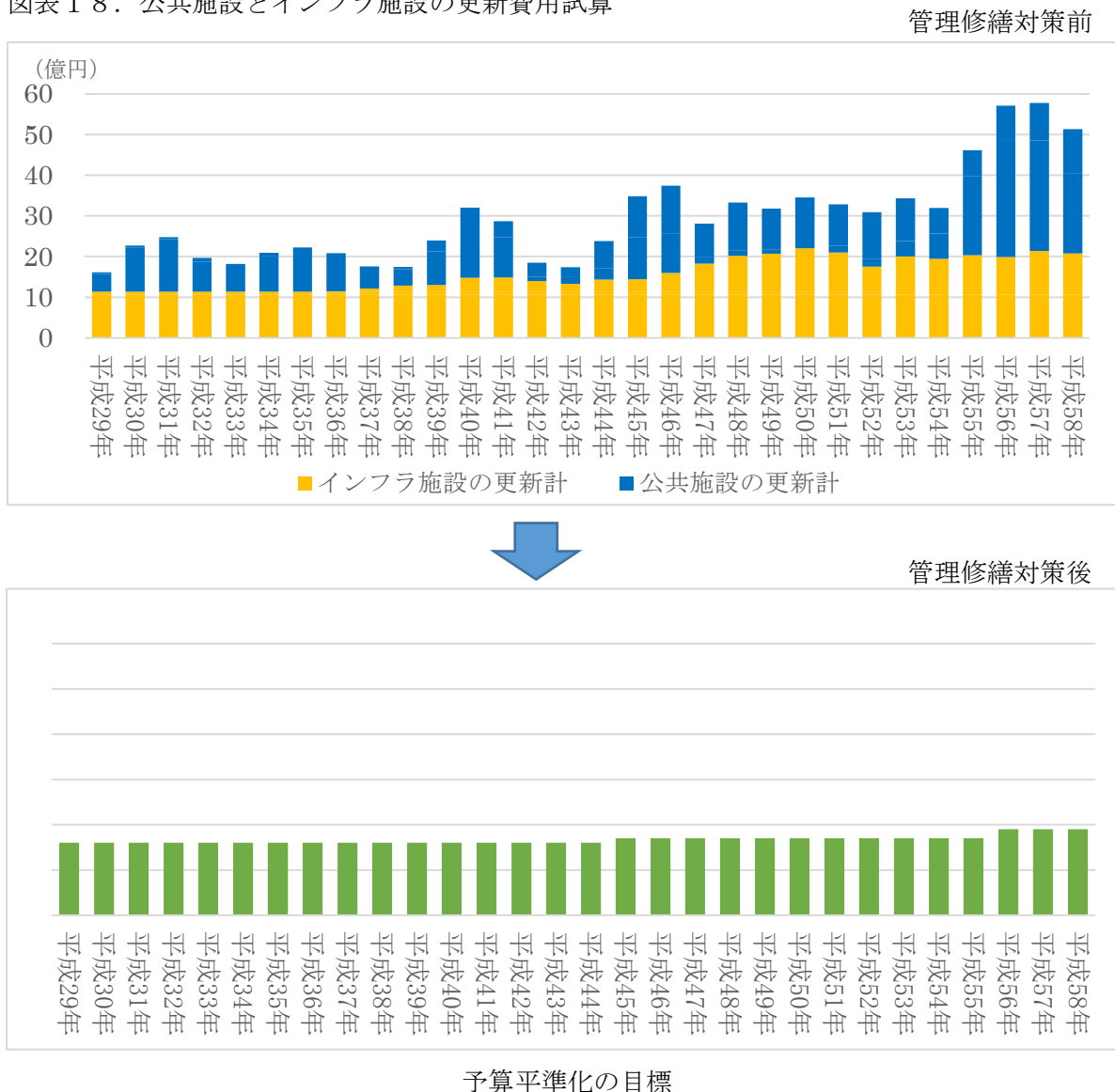
現在本市が保有する公共施設とインフラ施設の更新費用を加えた公共施設等の今後 30 年間の更新費用の総額は 888.15 億円で、試算機関における平均更新費用は年間 29.61 億円となります。

過去 5 年間（平成 23 年度～27 年度）の公共施設等にかけてきた投資的経費は、年平均 27.39 億円ですので、現状より多めの費用がかかる試算となります。

そして、東日本大震災の復興事業で建設されてから 30 年目を迎える平成 55 年から平成 58 年が突出しており、年平均投資的経費のおよそ倍の多額の更新費用が見込まれます。

このため、公共施設とインフラ施設の適切な管理修繕対策を行うことにより、更新費用の縮減を図ります。

図表 18. 公共施設とインフラ施設の更新費用試算



3、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

本市が保有又は管理・借用する財産を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点に基づき、計画的な予防保全による長寿命化や公共施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、市有財産の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、市民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

この基本方針の目的を達成するため、次の3つを取組みの柱とします。

(1) 公共施設等の長寿命化と維持管理コストの低減

今後も利活用する施設については、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながらトータルコストの縮減及び財政負担の平準化を図ることとします。

また、各財産の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、必要に応じて個別施設計画を策定し、これに基づく戦略的な維持管理・更新等を推進することとします。

(2) 公共施設等の総資産量の適正化

公共施設については人口減少、厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の縮減を推進することとします。

インフラ施設については市民生活における重要性及び道路、上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく個別施設計画等に即した総量の適正化を図ることとします。

(3) 公共施設の有効活用

未利用施設や敷地の民間等への貸付や転用など市有財産の有効活用により収入の確保を図ることとします。

4、 実行体制の整備

(1) 推進体制

本計画推進にあたっては、財務課が全体を一元的に管理し、総資産量を把握し、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、進捗管理や点検及び評価を行うとともに方針の改定や見直しを行うこととします。

(2) 個別施設計画の策定

施設毎に必要な応じて、国の技術的助言等による個別施設計画を策定するとともに、既に策定されている個別施設計画については、本計画との整合性を図り、必要な応じて適宜見直しを行い、それぞれの施設の特性に応じた計画的な維持管理等を図ることとします。

(3) 財政担当との連携

長期的な視点から策定した施設保全、長寿命化計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的に実施していくためには、財政担当との連携が必要不可欠であり、財政状況を考慮しながら、進行管理を図り、財政計画のローリングに反映させることとします。

(4) 市民との協働

公共施設における行政サービスの有効性を始め、維持管理費用や利活用状況に関する情報の市民への提供を推進し、協働の推進に向けた環境整備を行います。

さらに、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や市民に対し随時情報提供を行い、市全体で認識の共有化を図ることとします。

(5) 職員の意識改革

全庁的に推進していくには、職員一人ひとりが意識を持って取り組んでいく必要があります。公共施設やインフラの現状を十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会経済状況や市民ニーズの変化に対応できるような市民サービスの向上のため、自らが創意工夫を実践していくことが重要と捉え、職員の意識の向上に努めることとします。